

平成 18 年 11 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

新日本監査法人
業務監理部門長 田中 章「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から平成 18 年 10 月 27 日に公表された上記公開草案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので本日提出します。よろしくお願ひ申し上げます。

記

Q9、Q10 について

(コメント)

例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）から他の確定給付年金制度への移行に際して、移行後の処理に原則法を採用することとなる場合の会計処理（Q9）及び例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退の場合の会計処理（Q10）に関する公開草案の考え方に賛成である。

Q11 について

(コメント)

原則法を採用していた確定給付年金制度から他の確定給付年金制度（複数事業主制度）への移行に際して、移行後の処理に例外処理を採用する場合、退職給付制度の終了の会計処理により、移行時における退職給付引当金は全額取り崩すことになることが原則とされているが、但し書き以下を原則的処理とし、一時に引当金を取り崩すことができる場合は、複数事業主制度に実質的に引き継がれていないと判断される部分など、限定的にすべきである。

(理由)

確定給付型の退職給付制度から他の確定給付型の退職給付制度への移行の場合は、原則として、移行前後の制度を一体のものとみなし、移行前の退職給付制度については退職給付制度の終了には含めないとされている。ある確定給付年金制度から複数事業主制度へ移行した場合においても、原則法を採用した場合には、これに従って引当金を取り崩されないのに対して、例外的処理を採用した場合のみ、移行時に引当金を全額取り崩

し、一時の利益とすることは他の確定給付間の移行の会計処理と整合性がとれず、また、いずれの方法を採用するかで会社の損益が大きく異なることとなる。

このため、複数事業主制度へ移行した場合においても、移行前の制度が実質的に引き継がれたと考えられる場合には、当該未積立額に係る掛金（特別掛金）の拠出に応じて引当金を取り崩す処理を原則とし、給付水準の変更等により明らかに引き継がれない部分についてのみ、一時に引当金を取り崩すべきである。

以 上